

第2回前橋市官製談合原因究明調査委員会

令和3年8月4日（水）

午後2時から

前橋市議会棟庁舎3階第二委員会室

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 裁判傍聴結果
 - (2) 意見集約の結果及び再発防止策の検討
 - (3) 原因分析及び再発防止に関する意見書の作成
- 3 次回開催
- 4 その他
- 5 閉会

- ・資料1 原因究明及び再発防止に関する意見の集約について（結果）
- ・資料2 再発防止策の検討に関する資料
- ・資料3 再発防止策の検討に関する添付資料
- ・資料4 意見書の作成について

●原因究明及び再発防止に関する意見の集約について（結果）

1 本市の契約制度から

No	当該事件発生の原因となったと考えられる事項	再発を防止するための具体的な策
●予定価格の事後公表		
1	予定価格の事後公表	入札は物品・役務なども価格公表を行う。
2	予定価格を事後公表としていたため、職員による秘密漏洩が発生した。	事後公表を事前公表にすることで秘密にする情報は無くなったものの、事前・事後のいずれもが正解というものではないので、職員の規範意識を高めるための職場風土づくりを進める。
3	予定価格を事後公表としていたため、職員による秘密漏洩が発生した。	予定価格を事前公表とすることで、職員による不正行為の防止に繋がるとは思います。業者間の談合が容易になるなどのデメリットがあるので、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行う必要があります。その点を明記した方が良いと思います。
4	予定価格が事後公表とされていた。	予定価格を事前公表とする。 なお、事前公表に対しては落札価格が高止まりする可能性などが指摘されている。これらリスクについては、事前公表を一定期間実施し、その結果を検証したうえで、事前公表を継続するか否かを検討するのが適当である。実施する期間については検証可能な期間を要するが、試験的な実施であるから5年以内程度が適当ではなかろうか。
●指名競争入札		
5	指名競争入札により、同じ業者をたびたび入札対象にすることにより特定の業者との接点が増える。	一般競争入札への移行、もしくは指名競争入札にしても指名業者の対象を見直す（前橋市内の事業者から県内の事業者など）必要がある。
6		一般競争入札の拡大と指名競争入札の原則廃止。

●業者のペナルティ		
7		指名停止基準の厳罰化。指名停止措置期間の延長や措置要件の追加。
●その他		
8	発注金額の漏洩があったことが事件の内容であるが、基本的には、契約制度の問題からの事件発生ではないと考える。	

2 契約監理課の体制から

No	当該事件発生の原因となったと考えられる事項	再発を防止するための具体的な策
●指名競争入札		
1	指名競争入札では、担当職員や意思決定者の恣意的な考え方をいれる事が出来ると思われる。	指名競争入札を廃止し、全て一般競争入札にする。
●業者との接点		
2	業者との必要以上の接触	各業界団体との意見交換会は継続すべきであるが、懇親会は廃止する。
3	前から付き合いがあった。	定期的に異なる業務への異動を行う。
4	契約監理課に異動する前から事件のあった業者との付き合いがあった。	前橋市の技術系職員であれば、異動しても市内の業者と協力して仕事をしていく必要があると思います。（防止策ではありません。）
5	契約監理課に異動するまえから、現場作業を行う部署に配属されていることから、仕事上どうしても業者との密接な接点ができてしまう。	契約監理課担当者は、建築部や土木部など現場に直接携わる部課との間の移動を無くするのが理想的である。ただし、現場業務を習熟する機会をどうするかは課題。
6	土木行政は市内業者との関係性等狭い社会である印象を受け、ある程度の関わり合いはあり得ると考えられる。	定期的な異動はもとより、短期間で頻繁に担当替え等を実施し、担当がお互いにチェックし合えるような仕組みを整える。
●監視機能		
7		入札監視委員会による監視機能の強化

●その他	
8	契約監理課の体制を問題としての事件発生ではないと考える。

3 服務規律等に関する対応状況から

No	当該事件発生の原因となったと考えられる事項	再発を防止するための具体的な策
●職員の意識		
1	服務規律については、平素からの周知により理解はされていると考えるが、実際に事件が起きてしまったことは、規律の内容や対応を外れた、個人的理由によるものとする。	今まで以上に、服務規律の周知徹底を図るよう努めていくことは必要と考える。
2	職員の法令順守の意識低下	「建設工事等における入札及び契約の適正化の手引き」を職員間で周知徹底させる。
●研修		
3	コンプライアンス研修の参加人数がR2年度は182人だがそれ以前は新規採用以外は50人に満たない人数である。	研修の参加対象者及び開催の頻度を増やす必要がある。
4	公務員倫理研修も過去5年間の参加者数は新規採用以外は100人に満たない人数である。	研修の参加対象者及び開催の頻度を増やす必要がある。
5	職員の服務規律等に関する研修や面談の内容が、不適切だったか？	該当の職員は、予定価格の漏えいや、その見返り（ビール券）を受け取ることは、違法行為だということを判ったうえで、今回の行為に至っています。なので、研修よりも面談を重視して、職員の悩みを聴くことにより、不正行為を未然に防ぐことが大切かと思えます。

6	<p>当該職員について法令遵守の意識が欠けていた。</p> <p>当該職員は令和2年4月に契約監理課の課長補佐に着任しているところ、非違行為は着任前の同年3月に始まり、同年6月、7月、11月、12月と着任して間もなく、かつ連続して行われている。他方で、当該職員は、非違行為の動機について、当該業者には「大変世話になっており、感謝しており、今回力になってあげたいと思ってしまった」と証言しており、やむを得なかったという事情も伺われない。遵法精神の欠如が甚だしいと評価せざるを得ない。</p>	<p>意識向上のため研修を定期的実施する。研修内容を工夫する。</p>
7	<p>50歳課長補佐という職務に精通した職位であり職員指導を含め一定程度の権限を持つ身でありながら、規範意識が緩くなっている感じを受ける。</p>	<p>この年代層はこれまでも多くの不祥事案件を起こしているイメージがあり、事例集作成をはじめ倫理意識を高めるための研修等を繰り返し課す必要がある。</p>
●業者対応		
8	<p>市民からの疑念を持たれない姿勢</p>	<p>関係者以外の執務室への出入り禁止を徹底する。</p>
9	<p>市民からの疑念を持たれない姿勢</p>	<p>各課で来課記録簿を作成する。（業者名、氏名、来課目的を記入させる。</p>
●公益通報		
10	<p>深沢とは勤務時間中に連絡をとっている。女屋とは勤務時間中に庁舎内東側階段で2回にわたりビール券を授受している。発覚を恐れていないような大胆な犯行である。</p>	<p>公益通報制度を周知する。</p>

4 職員アンケートの実施状況から

No	当該事件発生の原因となったと考えられる事項	再発を防止するための具体的な策
●個人携帯の使用		
1	<p>携帯電話による業者とのやり取りは、どうしても必要不可欠なものと考え、個人の携帯による連絡の取り合いは業務外でのやり取りも可能となり、危険なことと考える。</p>	<p>業務用携帯電話の使用を実施する。</p>

2	必要以上に業者と親密な環境を作らない。業者からの要求を毅然と断れる環境	公用の携帯電話を増設する。
3	職員が個人の携帯電話で業者と連絡をとりあっており、業務時間外に業者と職員が連絡をとりあう状況になってしまっている。	職員が個人携帯で連絡を取り合わないよう徹底する。市役所の固定電話で業務に支障がでる場合には業務用携帯電話の支給について検討する。
4	業者が頼みやすい関係にあった。 今回の事件では、当該職員の証言によれば、いずれも業者側からの働きかけがきっかけとなっている。その連絡方法は、当該職員個人の携帯電話の利用であった。	携帯電話番号など個人的な連絡方法は知らせない。あるいは個人の電話は利用しない。
●業者対応		
5	必要以上に業者と親密な環境を作らない。業者からの要求を毅然と断れる環境	現場での臨場においては、複数の職員で対応する。それに伴う人員の増員を行う。
6	業者との個人的な関係を生みやすい環境にある。 業者から技術職への入札情報に関する問い合わせが14.9%と多い。同一業者の工事を複数回担当が49.5%、業者との打ち合わせは1人が29.3%、打ち合わせ場所が業者事務所も少なくない。業者との公務外での付き合いは4.9%。	個人的な関係があるとしても、入札情報の問い合わせなどができないように、打ち合わせ場所、方法を工夫する。
7	業者から入札情報（予定価格、最低制限価格等）に関しての問合せを受けたことがある職員が15%程度いる。	業者からの問い合わせに回答するしないは職員の規範意識に頼っているのが現状であるとするれば、職員向けには規範意識の向上を図るとともに、業者に対してもこの類の問合せをしないような周知徹底（場合によってはペナルティ導入）を図る。
8	平成28年から約5年の期間に、半数の技術系職員が、同一業者の工事を複数回、担当したことがある。	前橋市の技術系職員であれば、継続して市内の業者と協力して仕事をしていく必要があります。（防止策ではありません。）

●研修		
9	2-13過去に官製談合防止法などの研修を受けた割合が11.2%（48人）と著しく低く、また2-14でも同法について話し合いについて、いいえの割合が57%となっており、同法の、内容が職員に周知されているとは言えない状況にある。	研修の機会を設けて、また、職場でのディスカッションの機会を設ける必要がある。
10	研修が十分されているとは言い難い。 官製談合防止法などの研修経験のない技術職が76.5%は多い。	定期的に研修を行う。
●情報管理体制		
11	入札前情報の漏えいを防止するような管理がなされていない又は分からないとしたものが概ね2割、また工事設計書等が鍵のかかる場所で保管されていないものが概ね5割である。	まずは情報を厳密に管理できる環境を整える必要がある。また、情報厳に管理すべきものとそうでないものの仕分けを常に行う習慣付けが必要である。
12	入札制度を軽視する姿勢がみられる。 「仕事の円滑のため」という理由で特定業者を選定したことがある18.1%。随意契約において予定価格が漏れている可能性が否定できない。	予定価格の事前公表においては、入札監視委員会などにおいて、随意契約の利用要件（地方自治法施行令167条の2）の確認を丁寧に行う。
13	入札情報の管理が緩い。 工事設計書が鍵のかかる場所で管理されてない46%、関係のない職員に漏洩しないよう管理されている77.7%に止まる。	鍵を掛けて保管するなど適切な管理を行う。
●公益通報		
14	2-11情報漏えいなど不自然な点を感じたケースが10.7%あるが、その後の具体的な対応が不明である。	入札のやり直しや、通報制度の積極的活用を検討する。若年層でも通報しやすい環境の整備を行う。
15	公益通報制度の周知59.5%が十分とは言い難い。	周知する。

5 その他ご意見がありましたら記載願います（原因分析、再発防止策に限らずご意見がありましたら記載願います）

（稲垣委員）

発注工事は無数にあり、工事発注に携わる人間も数多くいる中で、漏洩や収賄等の事件が起きることはとうてい理解できるものではなく、事件の背景には、個人の長年にわたる一定の業者とのかかわり方に大きな問題があったとしか推測できない。

そのことから、困難かもしれないが、なぜに一定の業者への深いかわり方になったのかを、本人に聞き取る以外に正確な原因は判明しないのではと考える。

（長岡委員）

内部通報制度や信用失墜行為監視委員会を設置する。

常に周囲に気を配り、他人の仕事に興味を持つことを心掛ける。また、過重労働の職場環境は心の病気を招き、判断力の低下につながりかねないので速やかに組織改革をする。

（廣瀬委員）

①契約監理課の職員の方々が実際に業務に関わっていて、どうしたら今回のような事件を防げたと考えているのか、現場の方々の意見を聞きたいと考えます。

②金額基準により指名競争入札と一般競争入札を分けているが、指名を一般に移行した場合、どの程度事務負担が増えるのか意見を聞きたいと考えます。

（高橋委員）

・市は、不正行為を行った職員を懲戒免職処分としたが、業者については1年間の指名停止処分に留めている。当該業者は指名停止の措置期間が満了すれば当然市の工事に参加することとなり、職員の受けた不利益との差が甚だしい。については、これまで指名停止処分のみとしてきたものを見直し、より厳しい措置として不正行為を働いた業者の有資格者名簿登録からの抹消措置を導入することにより、より一層不正行為の抑制効果を高めることができると考える。

・証言記録書では、職務上の付き合いしかなく、特に急を要する業務や休日夜間の対応への感謝の念を持っていたということであった。これは、職員誰もが持ち得る感情であると思われ、そこから不正行為に踏み出すかどうかは本人の心持ち次第であり、その一歩を踏み留まるための事例として多くの職員が認識する必要がある。

(塚越委員)

該当の職員は、土木の職員として、経験や能力があり、業者と協力して、一生懸命仕事に取り組んでいたのではないかと推察されます。

その結果、業者との関係が密になって、業者からの要求を断れなかったことが、今回の大きな原因の一つではないかと思えます。

そして、今回の事件により、懲戒免職となったことで、本人だけでなく家族の心労は計り知れないものでしょう。

こうしたことを含めて、法令遵守の大切さを、改めて見つめ直すとともに、組織としてしっかり取り組む必要があると思えます。

前橋市官製談合原因究明調査委員会
再発防止策の検討に関する資料

令和 3 年 8 月

No	1	区分	予定価格の事後公表
1. 当該事件発生の原因となったと考えられる事項			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格を事後公表としていたため、職員による秘密漏洩が発生した。 			
2. 再発防止に関する意見			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札は物品・役務なども価格公表を行う。 ・ 事後公表を事前公表にすることで秘密にする情報は無くなったものの、事前・事後のいずれもが正解というものではないので、職員の規範意識を高めるための職場風土づくりを進める。 ・ 予定価格を事前公表とすることで、職員による不正行為の防止に繋がるとは思います。業者間の談合が容易になるなどのデメリットがあるので、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行う必要がある。その点を明記した方が良い。 ・ 予定価格を事前公表とする。なお、事前公表に対しては落札価格が高止まりする可能性などが指摘されている。これらリスクについては、事前公表を一定期間実施し、その結果を検証したうえで、事前公表を継続するか否かを検討するのが適当である。実施する期間については検証可能な期間を要するが、試験的な実施であるから5年以内程度が適当ではないか。 			
3. 現状、課題等の説明			
<p>●現状等</p> <p>[物品・役務]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物品・役務の入札においては、継続・反復して発注する案件が多く、予定価格を公表すると同種の他の入札の予定価格が類推され、以後の入札に支障を生じるおそれがあるため非公表としている。 <p>[建設工事]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 官製談合事件の起きた自治体では、予定価格を事後公表から事前公表とする例もある。 ・ 予定価格の事前公表については、自治体には法令上の制約がない。 ・ 群馬県及び県内12市の予定価格公表状況・一般競争入札適用額（添付資料2P参照） <p>●課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の事前公表は、秘密情報の漏えいなど不正行為の防止が可能となる一方、落札価格の高止まりや入札談合が容易に行われる可能性があることなどの弊害が生じかねないといわれている。入札結果を注視していく必要がある。 			
4. 議論の観点			

No	2	区分	指名競争入札
1. 当該事件発生の原因となったと考えられる事項			
<ul style="list-style-type: none"> ・指名競争入札であったため、特定の業者との接点が増えたり、業者選定等の決定に際し職員の恣意的な考えが入る恐れがある。 			
2. 再発防止に関する意見			
<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札への移行、もしくは指名競争入札にしても指名業者の対象を見直す（前橋市内の事業者から県内の事業者など）必要がある。 ・一般競争入札の拡大と指名競争入札の原則廃止。 ・指名競争入札を廃止し、全て一般競争入札にする。 			
3. 現状、課題等の説明			
<p>●現状等（添付資料3～6P参照）</p> <p>【入札方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計金額5,000万円未満の建設工事及び設計金額1,000万円未満の測量、建設コンサルタント業務等において、指名競争入札を実施している。 ・群馬県及び県内12市の予定価格公表状況・一般競争入札適用額（添付資料2P参照） <p>【業者選定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公契約基本条例では市内事業者（市内に事務所・事所を有する者）の活用が、業者選定要領では市内業者（市内に本店を有する者）からの選定が定められているため、この規定に基づき、原則、市内業者から指名業者を選定している。 ・選定にあたっては、業者選定要領に定める運用基準等に留意して複数人で協議の上、選定している。 <p>●課題</p> <p>【入札方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札は、指名競争入札と比較して、参加資格審査など発注者の事務負担が増える。 <p>【業者選定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事には、地域活性化の観点から、地元業者が受注し地域経済に貢献することも求められている。 ・官公需法では、自治体は中小企業の受注機会の確保をするために必要な施策を講ずる努力義務が課されている。 			
4. 議論の観点			
<ul style="list-style-type: none"> ・指名競争入札、一般競争入札のメリット・デメリットと再発防止に着目した入札契約制度 			

No	3	区分	情報管理体制
1. 当該事件発生の原因となったと考えられる事項			
<ul style="list-style-type: none"> ・入札情報等の管理徹底が行われていない、管理徹底の意識が低い。 			
2. 再発防止に関する意見			
<ul style="list-style-type: none"> ・まずは情報を厳密に管理できる環境を整える必要がある。また、情報厳に管理すべきものとそうでないものの仕分けを常に行う習慣付けが必要である。 ・予定価格の事前公表においては、入札監視委員会などにおいて、随意契約の利用要件（地方自治法施行令167条の2）の確認を丁寧に行う。 ・鍵を掛けて保管するなど適切な管理を行う。 			
3. 現状、課題等の説明			
<p>●現状等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建設工事等における入札及び契約の適正化の手引き」（添付資料7～24P参照）をグループウェアに掲載し、服務規律の保持、不正行為の排除、随意契約の適正な運用について周知を図っている。 ・契約監理課では、発注関係書類を施錠できる書庫で適切に管理している。 ・工事担当課では、発注関係書類を適切に管理できていない。（官製談合に係る職員アンケート「設計図書などを鍵のかかる場所で保管しているか」の問いに職員の46%が「いいえ」と回答） <p>●課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建設工事等における入札及び契約の適正化の手引き」をどのように広く職員に周知を図っていくかが課題である。 ・施錠できるロッカーの設置等の執務環境の整備が課題である。 			
4. 議論の観点			
<ul style="list-style-type: none"> ・情報管理に対する職員の意識向上 			

No	4	区分	監視機能
1. 当該事件発生の原因となったと考えられる事項			
・監視機能が適切に機能していない。			
2. 再発防止に関する意見			
・入札監視委員会による監視機能の強化。			
3. 現状、課題等の説明			
<p>●現状等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度より、入札・契約手続における公正性の確保、客観性及び透明性の向上のため入札監視委員会を設置。会議は原則、年2回開催。 ・委員数は5名、任期は2年（再任可）。 ・委員会の所掌事務、現委員の職氏名（添付資料25～26P参照） <p>●課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札監視委員会は、警察や公正取引委員会等とは異なり、刑法や独占禁止法に係る調査を行う専門組織ではなく、強制調査権も持たない。 			
4. 議論の観点			
・入札監視委員会の監視のあり方			

No	5	区分	業者のペナルティ
1. 当該事件発生の原因となったと考えられる事項			
・指名停止等の処分が業者の不正抑制に機能していない。			
2. 再発防止に関する意見			
<ul style="list-style-type: none"> ・指名停止基準の厳罰化。指名停止措置期間の延長や措置要件の追加。 ・これまで指名停止処分のみとしてきたものを見直し、より厳しい措置として不正行為を働いた業者の有資格者名簿登録からの抹消措置を導入することにより、より一層不正行為の抑制効果を高めることができる。 			
3. 現状、課題等の説明			
<p>●現状等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争入札参加資格は2か年度ごとに付与している。 ・指名停止は、指名停止措置要綱の規定に基づき措置。（添付資料27～29P参照）。極めて悪質な場合は、その期間を2倍まで延長できる規定がある。 ・地方自治法施行令では「3年以内の期間を定めて入札に参加させないことができる」ことが規定されている。 <p>●課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加に必要な資格の告示において、「入札参加資格を取消すこと」や「相当の期間資格を付与しないこと」を明示しているが、今回、不正行為をした者に対して抑止力とはならなかった。 			
4. 議論の観点			
・実効性のある不正抑制			

No	6	区分	業者との接点
1. 当該事件発生の原因となったと考えられる事項			
<ul style="list-style-type: none"> ・業者と職員の必要以上の付き合い。 			
2. 再発防止に関する意見			
<ul style="list-style-type: none"> ・各業界団体との意見交換会は継続すべきであるが、懇親会は廃止する。 ・定期的に異なる業務への異動を行う。 ・前橋市の技術系職員であれば、異動しても市内の業者と協力して仕事をしていく必要がある。 ・契約監理課担当者は、建築部や土木部など現場に直接携わる部課との間の移動を無くするのが理想的である。ただし、現場業務を習熟する機会をどうするかは課題。 ・定期的な異動はもとより、短期間で頻繁に担当替え等を実施し、担当がお互いにチェックし合えるような仕組みを整える。 ・関係者以外の執務室への出入り禁止を徹底する。 ・各課で来課記録簿を作成する。（業者名、氏名、来課目的を記入させる。） ・現場での臨場においては、複数の職員で対応する。それに伴う人員の増員を行う。 ・個人的な関係があるとしても、入札情報の問い合わせなどができないように、打ち合わせ場所、方法を工夫する。 ・業者からの問い合わせに回答するしないは職員の規範意識に頼っているのが現状であるとすれば、職員向けには規範意識の向上を図るとともに、業者に対してもこの類の問合せをしないような周知徹底（場合によってはペナルティ導入）を図る。 			

3. 現状、課題等の説明

《業者とのつきあい》

●現状

・各業界団体と年1回の意見交換会を実施。そのうち、半数の団体とは懇親会も実施していた。令和2年度においては、書面による意見交換会を実施したが、懇親会は未実施。今年度から懇親会は参加しない方針とした。

●課題

・国から、公共工事の円滑な施工確保に向け、地域の建設業団体と意見交換の実施を要請されている。

《人事異動等》

●現状

・定期人事異動については、適材適所の基本原則のもと、職員本人の意向調査及び所属からの要望を受けて年1回実施している。

・異動の間隔は、一般職員で3年から5年程度、管理職で2年から3年程度。

・定員管理計画は、職員を削減する方向であるため、増員は難しい。

●課題

・定期的に事務分担のローテーションを行ったり、正副担当制を置くことにより、属人的な仕事を作らないよう努めている所属もあるが、今後、更なる周知徹底が求められる。

・再発防止のために、異動サイクルを短くすると、業務の継続性に支障が出る恐れがある。

4. 議論の観点

・職員の法令遵守意識の向上

・再発防止のため短期間で異動させたり、担当を変更することにより、市民サービスの低下につながりかねないため、どこまで徹底させるか。

No	7	区分	職員へのヒアリング
1. 当該事件発生の原因となったと考えられる事項			
(職員ヒアリング)			
2. 再発防止に関する意見			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約監理課の職員の方々が実際に業務に関わっていて、どうしたら今回のような事件を防げたと考えているのか、現場の方々の意見を聞きたい。 			
3. 現状、課題等の説明			
(契約監理課技術職員の意見) <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格等の発注に係る秘密情報は、特定の職員しかアクセスできないよう制限し、情報管理を徹底する。 ・ 公務員倫理やコンプライアンス研修を定期的実施し、服務規律やコンプライアンスの徹底を図る。 			
4. 議論の観点			

No	8	区分	個人携帯の使用
1. 当該事件発生の原因となったと考えられる事項			
<ul style="list-style-type: none"> ・職員が個人の携帯電話で業者と連絡をとりあっており、業務時間外に業者と職員が連絡をとりあえる状況になっていた。 			
2. 再発防止に関する意見			
<ul style="list-style-type: none"> ・業務用携帯電話の使用を実施する。 ・公用の携帯電話を増設する。 ・職員が個人携帯で連絡を取り合わないよう徹底する。市役所の固定電話で業務に支障がでる場合には業務用携帯電話の支給について検討する。 ・携帯電話番号など個人的な連絡方法は知らせない。あるいは個人の電話は利用しない。 			
3. 現状、課題等の説明			
<p>●現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道局や防災危機管理課など一部の所属では公用携帯を導入しているが、全ての所属での導入はできていない。 ・職員と業者の連絡方法は職員個人に委ねられており、個人所有の携帯で連絡を取り合っている職員もいる。（個人携帯の使用状況（アンケート結果より） 全体：19.8%、30代：25.0%、40代：25.0%） <p>●課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員と業者が必要以上に親密な関係にならないよう個人所有の携帯は使用しないよう周知徹底する必要がある。 ・業務の必要性に応じて公用携帯の支給を検討する必要がある。（機種代 約30千円／台、基本料金 約12千円／年・台、別途通話料） 			
4. 議論の観点			
<ul style="list-style-type: none"> ・職員と業者の連絡手段 			

No	9	区分	職員の意識、研修
1. 当該事件発生の原因となったと考えられる事項			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の法令遵守に対する意識が低い。 ・ 研修も十分に実施されておらず、職員への意識啓発が不十分。 			
2. 再発防止に関する意見			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今まで以上に、服務規律の周知徹底を図るよう努めていくことが必要。 ・ 「建設工事等における入札及び契約の適正化の手引き」を職員間で周知徹底させる。 ・ 研修の参加対象者及び開催の頻度を増やす必要がある。 ・ 該当の職員は、予定価格の漏えいや、その見返り（ビール券）を受け取ることは、違法行為だということを判ったうえで、今回の行為に至っています。なので、研修よりも面談を重視して、職員の悩みを聴くことにより、不正行為を未然に防ぐことが大切である。 ・ 意識向上のため研修を定期的実施する。研修内容を工夫する。 ・ この年代層はこれまでも多くの不祥事案件を起こしているイメージがあり、事例集作成をはじめ倫理意識を高めるための研修等を繰り返し課す必要がある。 ・ 研修の機会を設けて、また、職場でのディスカッションの機会を設ける必要がある。 ・ 定期的に研修を行う。 			
3. 現状、課題等の説明			
<p>●現状等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「建設工事等における入札及び契約の適正化の手引き」（添付資料7～24P）をグループウェアに掲載し、服務規律の保持、不正行為の排除、随意契約の適正な運用について周知を図っている。 ・ 公務員倫理研修については、新採研修及び係長研修で実施している。 ・ 今年度は、全所属長を対象に官製談合防止に向けた研修を予定している。 ・ 多くの所属では、研修後、所属内で資料の回覧をしている。 <p>●課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「建設工事等における入札及び契約の適正化の手引き」をどのように広く職員に周知を図っていくかが課題である。 ・ 担当業務が多忙なため、研修の受講を負担と感じている職員もいる。 			
4. 議論の観点			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員研修の充実 ・ 研修の受講対象及び内容 ・ 職場での面接による意識啓発 			

No	10	区分	公益通報
1. 当該事件発生の原因となったと考えられる事項			
・公益通報制度が職員の不正抑止に働いていなかった。			
2. 再発防止に関する意見			
・公益通報制度を周知する。			
3. 現状、課題等の説明			
<p>●現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度から「前橋市職員等の公益通報に関する要綱」(添付資料30~34P)を制定し、公益通報制度を運用している。 ・内部窓口：行政管理課、外部窓口：石原弁護士。電話、FAX、メールにて受付をしている。 ・「前橋市職員等の公益通報に関する要綱」等をグループウェアに掲載している。 ・定期的な制度周知はしていない。(制度の認知状況(アンケート結果より) 制度を知っている：全体59.9%、10代30.0% 20代32.0%、30代49.2%) ・公益通報制度の運用状況(H22年~R2年：6件(内部窓口2件、外部窓口4件)) <p>●課題・今後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知は、制度変更があった時に限られており、定期的な制度周知が出来ていない。結果、制度の認知度が低い状況となっている。特に若い職員を中心に制度の認知度が低い。 ・公益通報制度については、職員の不正防止に働く部分もあると考えられることから、周知徹底を図る必要がある。 			
4. 議論の観点			
・不正抑止能力を向上させるための制度について検討が必要。			

再発防止策の検討に関する添付資料

目次

群馬県及び県内 12 市の予定価格公表状況・一般競争入札適用額.....	2
前橋市の入札・契約制度.....	3
一般競争入札と指名競争入札のメリット・デメリット.....	3
業者選定.....	4
指名競争入札における指名基準及び指名業者数.....	5
建設工事等における入札及び契約の適正化の手引き.....	7
前橋市入札監視委員会の概要.....	25
入札監視委員会委員名簿.....	26
指名停止措置基準.....	27
契約履行に係る事故等に基づく措置基準.....	27
贈賄及び不正行為に基づく措置基準.....	28
公益通報制度.....	30
前橋市職員等の公益通報に関する要綱.....	30
フロー図.....	34

群馬県及び県内 12 市の予定価格公表状況・一般競争入札適用額

(契約監理課調べ)

	予定価格	最低制限価格	調査基準価格	指名業者名	建設工事における一般競争入札を実施する場合の適用額
	・事前 ・事後 ・併用 ・非公表	・事前 ・事後 ・併用 ・非公表	・事前 ・事後 ・併用 ・非公表	・事前 ・事後	
群馬県	事後	事後	事後	事後	1,000万円以上
前橋市	事前	事後	事後	事後	5,000万円以上
高崎市	事前	事後 (5,000万円以下)	事後 (5,000万円以上)	事後	土木、建築：概ね8,000万円以上 設備：概ね4,000万円以上
桐生市	事前	事前	事前	事後	概ね1,000万円以上
伊勢崎市	事前	事後	事後 (2,500万円以上)	事後	500万円以上
太田市	事前（総合評価落札方式案件は事後公表）	事前	事後	事後	130万円超
沼田市	事前	事後 (ランダム型)		事後	130万円以上
館林市	事前	事後	事後	事後	土木：概ね2,500万円以上 建築：概ね7,000万円以上
渋川市	事前	事後		事後	1,000万円以上
藤岡市	事前	事後	事後	事後	土木、設備：概ね2,000万円以上 建築：概ね5,000万円以上
富岡市	併用 事後（条件付一般競争） 事前（指名競争入札）	事後		事後	土木：1,300万円以上が基本 建築：3,000万円以上が基本
安中市	事後	事後		事後	5,000万円以上
みどり市	事前	事前 (条件付一般競争入札)		事後	2,000万円以上

前橋市の入札・契約制度

一般競争入札と指名競争入札のメリット・デメリット

➤ 一般競争入札

公告を行い、不特定多数の希望者を競争に参加させ、参加資格条件を満たす者の全員で行う入札。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・競争性が高まり、経済的な価格で調達できる。 ・発注者の恣意性を排除しやすい。 ・入札談合が行われにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工能力の劣る業者や不誠実な業者が競争へ参加しやすくなる。 ・入札参加資格審査等の事務量が增大する。

➤ 指名競争入札

資力信用その他について適当であると認める特定多数の競争参加者を選び行う入札。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・特定の資産、信用、能力等のある業者を選定することができる。 ・入札参加資格審査等の事務が軽減できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業者を指名する過程で恣意的な運用がなされるおそれがある。 ・指名により入札参加者が限定されると談合を誘発しやすい。

➤ 契約方式別件数（令和2年度実績）

	建設工事		測量、建設コンサルタント業務等	
	件数	割合	件数	割合
条件付一般競争入札	18件	2.54%	—	—
簡易型条件付一般競争入札	24件	3.39%	27件	24.11%
指名競争入札	617件	87.15%	78件	69.64%
随意契約	49件	6.92%	7件	6.25%
合計	708件	100%	112件	100%

業者選定

➤ 一般競争入札における参加要件

前橋市は、公契約基本条例において、「市内に事務所又は事業所を有する事業者」の活用に努めることを定めている。また、地方自治法施行令は、事業所の所在地要件を定めて入札を行わせることができることを定めている。

これらを受け、一般競争入札では、原則、「市内に本店を有すること」の所在地要件を付して入札を行っている。

前橋市公契約基本条例

第 20 条 市長等は、予算の適正かつ効率的な執行に留意するとともに、地域経済の健全な発展に配慮し、市内に事務所又は事業所を有する事業者(次項において「市内事業者」という。)の活用に努めるものとする。

地方自治法施行令

第 167 条の 5 の 2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第一項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

➤ 指名競争入札における業者選定

前橋市は、公契約基本条例において、「市内に事務所又は事業所を有する事業者」の活用に努めること、及び業者選定要領において、市内業者の優先選定を定めている。

これらを受け、指名競争入札では、原則、前橋市内に本店を有する者から指名業者を選定している。

前橋市建設工事業者選定要領

(市内業者の優先)

第 4 条 指名業者の選定に当たっては、市内に本店を有する者(以下「市内業者」という。)に施工が可能と認められる工事については、市内業者の中から行うものとする。

指名競争入札における指名基準及び指名業者数

前橋市は、業者選定要領において指名基準を、入札契約事務取扱要領において指名競争入札の指名業者数を定め、その基準に則り業者選定を行っている。

▶ 指名基準の運用

審査基準日以降における不誠実な行為の有無
次の事項に該当する場合は指名しないこと。 (1)市発注工事に係る請負契約に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから受注者として不適当であると認められること。 ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。 イ 一括下請、契約書に基づかない下請施工、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により受注者等の下請契約関係が不適切であることが明確であること。 (2)警察当局から、市長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など、明らかに受注者として不適当であると認められること。
審査基準日以降における経営、信用の状況
銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営及び信用の状況が不健全であると判断される場合は指名しないこと。
審査基準日以降における工事成績
(1)工事成績評定基準に定める工事成績（以下「工事成績」という。）について、過去2年度の間60点未満の工事があり、改善が図られていない場合は指名しないこと。 (2)工事成績が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。 (3)表彰を受けていること等工事の成績が特に優良である場合は十分尊重すること。
当該工事に対する地理的条件
本市内での工事实績等からみて、本市における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できるかどうかを総合的に勘案すること。
手持ち工事の状況
手持ち工事の件数、工事現場従業員の確保状況からみて当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。
当該工事についての技術的適性
次の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。 (1)当該工事と同種又は類似工事について相当の実績があること。 (2)当該工事に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術水準の工事の施工実績があること。 (3)地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。
工事施工についての技術者の状況
次の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。

- (1) 工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術者が確保できると認められること。
- (2) 審査基準日以降の受注工事への技術者の配置状況からみて、当該工事を確実に実施できる体制であること。

審査基準日以降における安全管理の状況

- (1) 本市発注工事について安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに受注者として不適当であると認められるときは指名しないこと。
- (2) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。
- (3) 本市発注工事について過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は十分尊重すること。

審査基準日以降における労働福祉の状況

- (1) 賃金不払いに関する労働基準監督署等からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに受注者として不適当であると認められるときは指名しないこと。
- (2) 本市発注工事について建設業退職金共済組合、中小企業退職金共済事業団等退職金支給制度に加入せず、又は証紙購入若しくは貼付が不十分かどうかを総合的に勘案すること。
- (3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み表彰を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は十分尊重すること。

➤ 指名業者数

【建設工事】（前橋市工事等入札契約事務取扱要領第3条第1項）

設計金額	指名者数
700万円未満	7者以上※
700万円以上	10者以上

※ 要領では「5者以上」の規定であるが、運用で7者以上の指名としている。

建設工事等における入札及び契約の適正化の手引き

建設工事等における
入札及び契約の適正化の手引き

前橋市

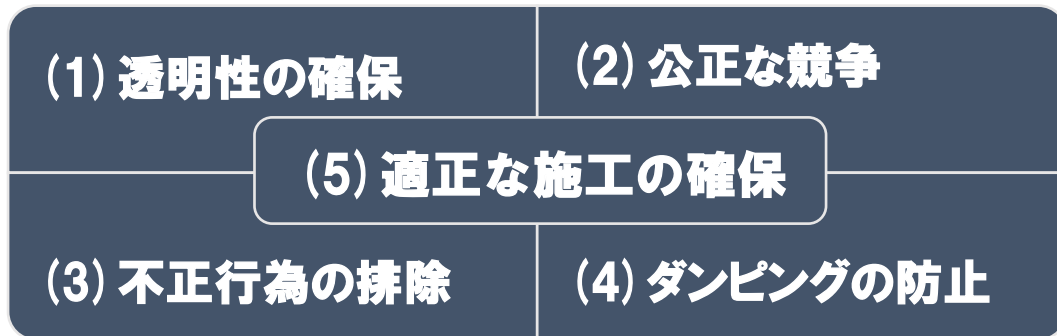
目次

1 入札・契約の適正化の基本-----	2頁
(1) 透明性の確保	
(2) 公正な競争	
(3) 不正行為の排除	
(4) ダンピングの防止	
(5) 適正な施工の確保	
2 発注事務における服務規律の保持-----	3頁
(1) 公正な手続き	
(2) 公正・中立な対応	
(3) 秘密の保持	
(4) 不正行為の排除	
3 官製談合の防止-----	4頁
4 発注事務における注意事項-----	5頁
発注の準備段階	
入札・契約の段階	
施工管理及び検査の段階	
5 執務環境の整備と対応の心構え-----	8頁
(1) 執務環境の保持	
(2) 事業者等との関係における一般的な心構え	
6 不祥事の結末-----	9頁
(1) 刑事上の制裁	
(2) 民事上の制裁	
(3) 行政上の制裁	
(4) 社会的な制裁	
(5) 家族、職場への影響	
県内の不祥事過去事例	
7 地方公共団体の入札・契約制度の概要-----	11頁
(1) 契約締結方法の原則	
(2) 一般競争入札	
(3) 指名競争	
(4) 随意契約	
【参考】随意契約の解釈	

Ⅰ 入札・契約の適正化の基本

地方公共団体における調達はその財源が税金によって賄われるものであるため、入札及び契約が適正に執行される必要があります。

公共工事の調達にあたっては、その基本となるべき下記5つの事項を念頭におきながら事務を遂行してください。



(1) 透明性の確保

入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性が確保されていること。

<具体例>入札手続、結果等の入札及び契約に関する情報を公表する。

(2) 公正な競争

契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されること。

<具体例>業者選定や予定価格など発注に関する情報の管理を公正に行う。

(3) 不正行為の排除

入札及び契約から談合その他の不正行為の排除が徹底されること。

<具体例>談合・収賄行為を排除するためコンプライアンスを徹底する。

(4) ダンプिंगの防止

その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工(履行)が通常見込まれない契約の締結が防止されること。

<具体例>予定価格の適正な設定や最低制限価格制度を活用する。

(5) 適正な施工の確保

契約された内容の適正な施工(履行)が確保されること。

<具体例>粗雑施工(履行)を防止するため監督・検査を確実に実施する。

◆公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

第3条 公共工事の入札及び契約については、次に掲げるところにより、その適正化が図られなければならない。

- 1 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること。
- 2 入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者間の公正な競争が促されること。
- 3 入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除が徹底されること。
- 4 その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること。
- 5 契約された公共工事の適正な施工が確保されること。

※公共工事の入札及び契約では「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に適正化の基本となるべき事項が示されているところですが、測量、建設コンサルタント業務等においても同様と考えます。

2 発注事務における服務規律の保持

公務員は、公共の利益のために公平・中立の立場で職務を遂行することを求められており、市民の疑惑や不信を招くような行為は厳に慎まなければなりません。そのためには、単に法令遵守だけでなく、法令の背後にある社会的要請を的確に把握し、それに応えていく必要があります。

以下に、発注事務におけるコンプライアンスについて、主な事項を列挙します。

(1) 公正な手続

入札及び契約の実施にあたっては、中立かつ公正な審査・評価をし、監督、検査においては、契約の適正な履行の確保のため、適切な指導、確認及び評価をしなければなりません。

(2) 公平・中立な対応

発注者と事業者は対等な立場であることに留意し、特定の事業者に対して無理な要求をし、一方的な不利益を与えたり、不当な便宜を図るなど、中立性や公平性を欠くことにつながる行為をしてはいけません。

(3) 秘密の保持

事業者の働きかけや第三者の求めに応じて、本来、事業者に対して公表していない予定価格等の発注情報を漏洩してはいけません。

(4) 不正行為の排除

官製談合や収賄などは、決して許されるものではありません。刑法（競売入札妨害・収賄）や、入札談合等関与行為防止法等の規定に抵触するような行為を行ってははいけません。

◆地方公務員法

(秘密を守る義務)

第34条 職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

◆入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律

(職員による入札等の妨害)

第8条 職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

3 官製談合の防止

競争入札(競争見積)は、公正な競争を通じて契約の相手方を決めるものであり、それが入札不調を防ぐ目的であったとしても、発注者が入札談合等に関与することは、絶対に許されないものです。

入札談合等関与防止法(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律)では、自治体等の職員が入札談合等に関与する次の4つの類型を「入札談合等関与行為」と規定しています。(第2条第5項第1号から第4号)

(1) 談合の明示的な指示(第1号)

「事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。」

- ・事業者等に、事業者毎の年間受注目標額を提示し、調整を指示

(2) 受注者に関する意向の表明(第2号)

「契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。」

- ・事業者等に、受注者を指名、あるいは受注を希望する業者名を教示

(3) 発注に係る秘密情報の漏洩(第3号)

「入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。」

- ・非公開の予定価格や予定価格が容易に推測できる積算内容を教示
- ・質問に答える等により、予定価格の範囲を示唆

(4) 特定の入札談合の幫助(第4号)

「特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幫助すること。」

- ・特定の事業者を入札参加者として指名する
- ・分割発注の実施や発注基準を引下げなど、発注方法を変更し入札談合を幫助する

4 発注事務における注意事項

発注事務に携わる職員の日々の仕事は、調査、測量、設計、積算、入札・契約、監督など多岐にわたっています。

発注の流れにおいて、各段階で注意すべき事項を次に示します。

発注の準備段階

(1) 秘密の保持

ア 発注情報の漏洩禁止

積算金額、積算資料など、公表されていない発注情報を漏洩してはいけません。契約締結後に公表される情報であっても、入札・契約手続中など公表されていない段階では、漏洩してはいけません。

イ 予定価格等の漏洩防止

事業者から「〇〇円くらいですか」と聞かれ、「そこまでの金額ではない」などと答えることは、予定価格の範囲を示唆したことになり得ます。きっぱりと答えない姿勢を示すことが必要です。

ウ 事業者との対応における注意事項

事業者との対応において、特定部分の歩掛りや見積資料等の提供を受けることが必要なときはありますが、適切な範囲にとどめるよう注意してください。

(2) 書類の保管方法・資料の持出し

ア 発注情報の適切な管理

予定価格調書、設計書（金入り）、仕様書、積算資料などの発注関係書類は、内容に応じて適切に管理することが必要です。特に設計金額が記載された設計書や封印された予定価格調書は機密情報として厳重に管理することとし、個人の机の引き出しや書棚で保管せず、各課で指定した施錠される書庫等に保管してください。

また、設計書の確認者（又は決裁者）は必要最低限とし、業務上特に必要のない職員には稟議しないようにしてください。

イ 誤送の注意

郵送、FAX、電子メール等においては、必ず相手方の住所や電話番号、アドレス等を十分確認し、誤送が無いように複数人で行ってください。

(3) 適切な設計・積算・発注

発注の単位は、施工（履行）条件等を考慮して、適切に決定する必要があります。恣意的に分割したりするなど、特定の事業者が有利になるような規模（契約の分割）にしてはいけません。また、水増しをしてはいけません。

入札・契約の段階

(1) 秘密の保持

ア 予定価格の漏洩は刑事罰

公表していない予定価格や発注関係資料を事業者から求められても、応えることはできません。そのような情報を万一事業者に提供した場合には、公正な入札・契約手続きを阻害することになり、たとえ賄賂を受け取らなくても刑法の「工契約関係競売等妨害」や入札談合等関与防止法の「職員による入札等の妨害」の罪などの刑事罰に問われることとなります。

イ 業者からの質問への対応に注意

以下のような質問には答えてはいけません。

- ・他の入札参加業者名を教えてください
- ・参加しているのは全部で何者ですか？
- ・予定価格はどのくらいですか？
- ・〇〇工事の指名はいつぐらいになりますか。

◆刑法

(公契約関係競売等妨害)

第96条6 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(収賄、受託収賄及び事前収賄)

第197条 公務員が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、7年以下の懲役に処する。

(2) 中立かつ公正な審査・評価

ア 適切な入札・契約手続きの執行

入札・契約手続きは、「透明性の確保」「公正な競争」「不正行為の排除」「ダンピングの防止」「適正な施工の確保」を常に念頭において、規則等に則って適切に行わなければなりません。

イ 競争性の確保

入札参加資格要件は、適正な履行・施工の確保を図り、不良不適格業者を排除するために必要な範囲で、また過度に競争性を低下させないように、十分に注意して設定しなければなりません。

ウ 公正な業者選定

特定の事業者を、自ら、若しくは外部からの働きかけを受けて、恣意的に選定してはいけません。

エ 適法な随意契約とその理由

特命随契の場合、理由書にその業者しか受注できない理由を明確に記載しなければなりません。また、契約手続を簡便にするために、恣意的に契約を分割して、少額工事(随意契約)

にそのようなことをしてはいけません。

オ 指名停止情報の確認

入札・契約手続きに当たっては、指名停止情報等をしっかりと確認してから進めなくてはなりません。

(3) 公正な入札

入札の公正を害すべき行為は行ってはいけません。

入札における公正を害すべき行為を行った場合には、刑法の「競売入札妨害罪」や入札談合等関与行為防止法の「職員による入札等の妨害」などの刑事罰に問われることとなります。

施工管理及び検査の段階

(1) 厳正・公平な監督・検査

ア 公平な監督・検査

監督・検査は、目的物の品質を確保するために行われるものですから、各種基準等に則り、厳正・公平に行わなければなりません。

イ 検査の独立性の確保

検査においては、受注者からの不当な要求に応ぜず、自らの厳正、公平なる判断に基づいて行うなど、検査の独立性を確保しなければなりません。

ウ 不当な便宜行為等の禁止

監督・検査において、受注者に不当な便宜を図ったり、それに対しての見返りを求めてはいけません。

(2) 受注者との対応

ア 発注者と受注者は対等

受注者に対して、発注者の立場にあることをいいことにして、粗暴な行動をしたり、一方的に不利益を与えたりしてはいけません。発注者と受注者とは常に対等な立場であるということを忘れてはいけません。

イ 不当な要求・便宜の禁止

設計変更などにあたって、受注者に無理な要求をして一方的な不利益を与えたり、請負額の増額の際、設計の水増しをするなど、不当な便宜を図ってはいけません。

ウ 指示に関する注意事項

受注者に対して必要な指示を行う場合には、現場で発注者、受注者双方の担当者間で「貸し借り」のような不明朗なものが生じないように、必ず書面をもって実施してください。

5 執務環境の整備と対応の心構え

(1) 執務環境の保持

仕様書、設計書の作成を担当する課の執務室について、秘密の漏洩の防止を図るために、次に掲げる事項を実施してください。

ア 掲示等による入室制限の周知

仕様書及び設計書の作成を担当する課の執務室においては、執務室ごとに出入口前に立札などを設置し、全ての来客に入室制限を周知してください。

【表示例】

業者のみなさまへ
執務室への入室はご遠慮ください。
ご用の方は、この場でお声をかけてください。
名刺は備付けの「名刺受」にお入れください。

イ 執務室の整備

来客との対応のためには、受付カウンターや打合せスペースなど確保し、設計書や仕様書の作成場所と応接場所とは空間的に分離するよう心掛けてください。また、応接場所は外からも容易に見える配置にしてください。

(2) 事業者等との関係における一般的な心構え

職員が事業者等と接する場合は、両者の癒着などといった市民の疑惑を招くことのないよう細心の注意を払う必要があります。

一方で、適正な契約を履行するためには、事業者等との日頃からの意見交換や技術的な議論は必要不可欠であり、これからも萎縮することなく行う必要があります。

これらを踏まえ、事業者等の意見交換等については、市民の疑惑を招くことのないよう必要最小限に留めるなどの配慮が必要です。

具体的には、下記の事項に留意してください。

ア 執務室内への事業者の立ち入り禁止

執務室内は、秘密情報が事業者の目に触れる可能性がありますので、所属長が認めた場合を除き、執務室内へ事業者を立ち入らせないようにしてください。

イ 複数の職員による対応

事業者との折衝等は原則庁舎内の受付カウンター等で複数の職員で行ってください。

ウ 庁舎外における単独での対応・プライベートにおける事業者との接触

事業者との折衝を庁舎外で単独で行う場合や、プライベートで接触した場合は、接触内容を所属長に口頭で報告してください。ただし、事業者との接触において、業務内容に話が及んだ場合には、書面等で所属長に報告してください。報告を受けた所属長は、接触内容を確認したうえで、必要に応じて職員の指導や事業者への確認を行ってください。

エ 事業者からの働きかけ

現場立会いを含め監督業務中に事業者から入札情報に関する不適切な質問や働きかけがあった場合には、強い意志をもってこれを拒んでください。なお、その内容は所属長に報告してください。所属長は、内容や職員の対応を確認したうえで、必要に応じて職員の指導や事業者への確認を行ってください。あわせて関係各課に情報共有を図ってください。

6 不祥事の結末

職員が入札談合等関与等で逮捕された場合、本人が刑事上の制裁などを受けるとともに、家族や周囲にも大きな影響を与え、今までの築き上げてきた全てを失うことになるなど、大変な結果となります。

(1) 刑事上の制裁

ア 公契約関係競売等妨害（刑法第96条6）

3年以下の懲役、250万円以下の罰金

イ 収賄、受託収賄及び事前収賄（刑法第197条）

5年以下の懲役

ウ 私的独占又は不当な取引制限の禁止（独占禁止法第89条）

5年以下の懲役、500万円以下の罰金

エ 職員による入札等の妨害（入札談合等関与防止法第8条）

5年以下の懲役、250万円以下の罰金

(2) 民事上の制裁

民法709条（不法行為による損害賠償）などにより、損害賠償が請求されます。

(3) 行政上の制裁

入札等により行う契約の締結に関し、事業者その他の者に予定価格等の入札に関する秘密を漏洩し、入札等の公正を害すべき行為によって、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職となります。前橋市では、非違法行為として収賄・供応、秘密漏えいを行うと、免職になる場合があります。

(4) 社会的な制裁

実名が新聞やテレビ等で放送され、社会的な名誉を失います。

(5) 家族、職場への影響

精神的ショックや経済的損失等、家族への影響や、市民への信頼の喪失、検察による捜査での業務停滞等、職場にも影響を及ぼします。

<事例>市の職員等が関わった県内の不祥事の過去事例を示します。

■沼田市(2020年)

逮捕者

【官製談合事件】

- ・沼田市契約検査課長
- ・土木工事会社取締役

不正事実

市発注の水道関連工事の一般競争入札で、2020年10月に予定価格と最低制限価格を漏らし、また、2019年8月にも非公表だった価格情報を漏らし、競争入札を妨害した。

■高崎市(2019年)

逮捕者

【官製談合事件】

- ・高崎市芸術劇場館長 兼 高崎財団副理事長
- ・高崎市芸術劇場副館長 兼 高崎芸術劇場整備担当室長
- ・電気工事会社社長

不正事実

高崎市の文化施設「高崎市芸術劇場」で使用する備品購入の同市発注の指名競争入札に際して、事前に予定価格を漏らし、競争入札を妨害した。

■伊勢崎市(2015年)

逮捕者

【収賄】元伊勢崎市建設部長

【贈賄】土木工事会社社長

不正事実

市発注の道路や河川の修繕工事を受注できるよう便宜を図った見返りに、2013年5月下旬ごろと同年7月下旬ごろの2回、車検代と車の修理代計三十数万円を受け取った。便宜を図ったのは道路維持課長当時に実施された工事で、費用が十万円以下の小規模なものだった。

■渋川市(2013年)

逮捕者

【収賄】渋川市副市長(当時)

【贈賄】電気工事会社社長、同社営業部長

不正事実

市発注の電気設備工事の入札に絡み、2013年2月の赤城公民館、同年5月の北部学校給食共同調理場の入札で最低制限価格を教え、現金と商品券(15万円相当)を受け取った。

■前橋市(2002年)

逮捕者

【収賄】都市計画課長補佐(当時)

【贈賄】測量会社社長

不正事実

課長補佐が区画整理一課係長だった1997年9月上旬ごろ、前工団が発注した住宅団地造成事業の測量業務について、指名業者約10社の中に選ばれた謝礼として、測量会社社長から仕立券付き紳士服地1着(約8万円相当)を受け取った。また、98年2月中旬ごろ、同社長から、別の測量事業に関しても同様に仕立て券付き紳士服地1着分(約10万円相当)を受け取った。(時効3年が成立)

7 地方公共団体の入札・契約制度の概要

※表記金額は、特記の無い限り消費税及び地方消費税相当額を含む価格をいいます。

(1) 契約締結方法の原則

地方公共団体の締結する売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によるものとされています。このうち、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法は、地方自治法施行令(以下「令」という。)に定める要件に該当するときに限り、これによることができるとされており、原則は一般競争によることとされています。

◆地方自治法

(契約の締結)

第234条 売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

(2) 一般競争入札

一般競争入札とは、地方公共団体が契約に関する公告をし、不特定多数の者を入札に参加させ、地方公共団体に最も有利な条件をもって入札した者と契約する契約方法をいいます。必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めることができるとされています。

<メリット>

・機会均等の原則に則り、透明性、競争性、公正性、経済性を最も確保することができる。

<デメリット>

- ・入札価格の低下により、品質の確保が難しくなる恐れがある。
- ・入札手続きが複雑で、契約事務の効率が下がる。
- ・履行能力、信用等が不十分な者が入札に参加する恐れがある。

このように、一般競争入札の原則を貫くと上記のようなデメリットも生じ、結果として当初の目的が達成できなくなる等の弊害が生じることも考えられます。このため「指名競争入札」や「随意契約」による入札が例外的な取り扱いとして認められています。

また、地域活性化の観点としては、地元企業が受注し地域経済に貢献することも求め

られており、この点も踏まえ入札及び契約が適正に行われる必要があるのです。

(3) 指名競争入札

指名競争入札とは、地方公共団体が資力信用その他について適当と認める特定多数の者を通知によって指名し、入札に参加させ、地方公共団体に地方公共団体に最も有利な条件をもって入札した者と契約する契約方法をいい、以下の令167条に列挙されている要件に該当する場合以外には適用できません。

◆地方自治法施行令 (指名競争入札)

第167条 地方自治法第234条第2項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 1 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものとするとき。
- 2 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 3 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

<メリット>

- ・適当と認める複数の者を選択し入札者を特定するため、品質を確保することができる。
- ・入札手続きの簡素化により、契約事務の効率化を図れる。

<デメリット>

- ・入札者の参加者が固定されやすく、競争の効果が減退し、談合の温床となる恐れがある。
- ・入札の参加者の範囲が限定されるため、公正性の確保が難しくなる恐れがある。

(4) 随意契約

随意契約とは、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法をいい、以下の令167条の2第1項に列挙されている要件に該当する場合以外には適用できません。

随意契約には、単数の者により見積書を徴する「特命随意契約」(1者契約)と複数の者より見積書を徴する「競争見積方式による随意契約」があります。「特命随意契約」と「競争見積方式による随意契約」のいずれかが適用されるかについては、法令やその業務内容を基に適正に判断しなければなりません。随意契約の執行にあたっては、競争性により、有利な契約を締結できる可能性がある場合には、複数の者より見積書を徴することとなります。

競争入札においては、原則として価格についての競争であるから、定められた範囲の中で最低の者と契約しなければならないこととなるが、随意契約においては、見積書の提出が契約の申し込みにあたり、市が承諾することによって契約が成立することとなるため、必ずしも価格のみならず、他の要素を含めて契約の相手方を決定できるとされています。言い換えれば、中身、内容等を比較検討した結果、市として最も有利となる条件を提示した者と契約することができるものです。

しかし、最低価格者以外の者を採用することがある場合には、その理由を明確にしておくことが必要です。

◆地方自治法施行令

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

1~9. 省略

※2号から7号までの解釈は『イ「地方自治法施行令167条の2第1項」第2号以下の解釈等』に示します。

◆前橋市契約規則

(随意契約によることができる場合の限度額)

第15条 令167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合の限度額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額とする。

契約の種類	限度額
1 工事又は製造の請負	130万円
2 財産の買入れ	80万円
3 物件の借入れ	40万円
4 財産の売払い	30万円
5 物件の貸付け	30万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円

<メリット>

- ・競争入札に比べ手続きが簡略であり、特定の資力、信用、技術、経験等のある者を容易に選定することができる。
- ・契約事務の負担を軽減し、効率化に寄与することができる。

<デメリット>

- ・地方公共団体と特定の業者との間に発生する特殊な関係から単純に契約を当該業者と締結するのみではなく、適正な価格によって行われるべき契約がややもすれば不適正な価格によって行われがちである。
- ・運用を誤ると相手方の固定化を招き、契約自体が実情に流され、いわゆる官商結ないし癒着の弊を生じやすい。

随意契約を締結する際に留意すべき事項

随意契約は競争入札を原則とする契約の方式の例外であることを十分認識し、随意契

約を行おうとするときは、次の点に留意することが必要です。

- ア 業務等に精通している、納入実績がある、使い勝手が良い、というだけでは随意契約の理由にならない。
- イ 用途に鑑み、品質、機能等において、同一のほかの物件が存在する場合には、競争入札に付することが原則である。
- ウ 随意契約による契約方法が簡便であるとして、契約を故意に細分化し、適用を図るようなことはあってはならない。

【チェック】

- 今までの前例で判断していないか
 - ・随意契約とした合理的理由があるか
(随意契約理由は公表の対象となる)

- 法令で随意契約が可能となっているか
 - ・法令の改正等が行われていないか

- 工夫しても競争入札ができないか
 - ・仕様書の内容に問題はないか

- 競争入札をするよりも、不利にならないか
 - ・価格面や工期等で問題はないか

- 排他的権利(特殊な技術、設備等、特許権、著作権等)があるか
 - ・既に同種の業務で一般化されていないか
 - ・有資格者は変更されていないか

- 契約の相手方として、その相手方(唯一)しかないか

【参考】

「地方自治法施行令167条の2第1項」第2号以下の解釈等

(第2号)

その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき。

原則として施工者の唯一性があり、特定されていること。他の者では性質上不可能である場合

例)・基本設計者に実施設計を委託する場合

・災害応急未然防止工事者が引き続き施工する場合

【前橋市工事等随意契約事務処理要領 随意契約の運用基準(抜粋)】

(1) 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合

ア 特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事

イ 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事

ウ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事

エ ガス事業法等法令等の規定に基づき施工者が特定させる工事

(2) 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工される必要がある場合

ア 本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験的な施工を行った者に施工させなければならない本工事

イ 既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事

ウ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事

(第5号)

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

突然必要が生じ、かつ直ちに施工しないと市民生活・サービスに多大な影響がある場合で、災害・事故であっても市民生活に影響の少ないものは対象外となり、濫用は許

されるものではなく、また事務処理が間に合わないことも理由にならないので留意する必要がある。

【前橋市工事等随意契約事務処理要領 随意契約の運用基準(抜粋)】

(3) 緊急に施工しなければならない工事であって、競争に付する時間的余裕がない場合

- ア 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事
- イ 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
- ウ 災害の未然防止のための応急工事

注) 大規模災害発生後の復旧工事については、「大規模災害復旧における前橋市建設工事等の入札契約方式のガイドライン」(令和2年4月施行)を参照のこと。

(第6号)

競争入札に付することが不利と認められるとき。

同項第2号と近接していると見受けられるが、同項第2号は、その者しか履行できない場合であるのに対し、同項6号は履行者が極めて限定されるが、「予定価格以下」という要件等を除けば履行者の唯一性が絶対的とはいえない理由であり、競争見積にするときによく使われる。

【前橋市工事等随意契約事務処理要領 随意契約の運用基準(抜粋)】

(4) 現に契約履行中の施工者に履行させた場合は、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合

- ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事
- イ 本体工事と密接に関連する付帯的な工事

(5) 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合

- ア 前工事と後工事とが、一体の構造物(一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。)の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、契約不適合責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事

イ 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関係する仮設備であって、当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）

(6) 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる場合

ア 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での工事

イ 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、交錯する工事

(第7号)

時価に比べ著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

市の欲する物品を多量に所有し、又は市の意図する工事につき使用する材料を当該工事の現場付近に多量に所有するため他の者に比べて著しく低価で契約を締結することができる場合である。

以上の運用の解釈として、「時価に比して著しく有利な価格」とは、一般的に品質、性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格から勘案しても、競争入札に付した場合よりも誰が見ても明らかに有利な価格で契約できるものをいう。

しかし、その判断基準は明確にできるものではないこと、また、競争入札に付した場合より安価になるかどうか不確定であることから、令167条の2第1項第7号を適用する場合は市場調査を行うなど、慎重に決定しなければならない。

【前橋市工事等随意契約事務処理要領 随意契約の運用基準（抜粋）】

(7) 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約する場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合

(8) 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合

前橋市入札監視委員会の概要

設置の趣旨

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、本市が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等について、入札及び契約手続における公正性の確保と客観性及び透明性の向上を図るため、前橋市入札監視委員会を設置する。

委員会の所掌事務

- 1 入札及び契約手続の運用状況等について、報告を受けること。
- 2 委員会が抽出した建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等に関し、次の事項について審議を行い、審議した対象工事等に不適切な点や改善すべき点があるときは、意見の具申を行うこと。
 - (1) 一般競争入札に係る入札参加資格の設定の理由及び経緯
 - (2) 公募型指名競争入札に係る入札参加資格の設定の理由、指名の理由及び経緯
 - (3) 指名競争入札に係る指名の理由及び経緯
 - (4) 随意契約に係る契約の相手方の選定の理由及び経緯
- 3 一般競争入札、公募型指名競争入札、指名競争入札及び随意契約における入札及び契約手続並びに指名停止措置要綱の規定による指名停止、警告又は注意の喚起の措置に係る再苦情処理を行うこと。

委員会の委員及び任期等

- 1 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 2 委員会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。
- 6 入札関連会社の顧問等特定の会社と密接な関係のある者又は本市の職員であった者は、委員となることができない。

会議の開催

- 1 定例会議は、原則として年2回開催するものとする。
- 2 再苦情処理会議は、必要に応じて開催する。

入札監視委員会委員名簿

令和3年7月1日現在

氏 名		職 業
委 員 長	いしわた さとし 石渡 聡	社会保険労務士
副委員長	みやざき ふみえ 宮崎 文恵	弁護士
委 員	せき たかお 関 崇夫	前橋工科大学教授
委 員	た が や のり こ 多加谷 則子	税理士
委 員	ほりえ のぶき 堀江 信之	(株)群馬銀行 副頭取

指名停止措置基準

前橋市は、建設工事等指名停止措置要綱において指名停止期間を定め、その措置基準に則り指名停止措置を行っている。

契約履行に係る事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 本市発注の建設工事の請負等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認資料その他の入札に係る調査資料に虚偽の記載をし、建設工事の請負等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑履行)</p> <p>2 本市発注の建設工事の請負等に係る契約の履行に当たり、過失により工事、物品の製造等を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>3 市内における建設工事の請負等で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般請負等」という。）に係る契約の履行に当たり、過失により工事、物品の製造等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、本市発注の建設工事の請負等に係る契約の履行に当たり、契約に違反し、建設工事の請負等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 本市発注の建設工事の請負等に係る契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>6 一般請負等に係る契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故)</p> <p>7 本市発注の建設工事の請負等に係る契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 一般請負等に係る契約の履行に当たり、安全管理の措</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p> <p>当該認定をした日から</p>

措置要件	期間
置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	2週間以上2か月以内

贈賄及び不正行為に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のア、イ又はウに掲げる者が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>イ 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>2 次のア、イ又はウに掲げる者が群馬県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>3 次のア、イ又はウに掲げる者が前2号に掲げる公共機関以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、建設工事の請負等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p> <p>1か月以上2か月以内</p> <p>当該認定をした日から2か月以上12か月以内</p>

措置要件	期間
<p>5 本市発注の建設工事の請負等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、建設工事の請負等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から3か月以上12か月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p>	
<p>6 他の公共機関の職員が締結した建設工事の請負等の契約に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から2か月以上12か月以内</p>
<p>7 本市発注の建設工事の請負等に係る契約に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から3か月以上12か月以内</p>
<p>8 他の公共機関の職員が締結した建設工事の請負等の契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から3か月以上12か月以内</p>
<p>9 本市発注の建設工事の請負等に係る契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から4か月以上12か月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p>	
<p>10 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、建設工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
<p>11 本市と締結した請負契約に係る建設工事に関し、建設業法の規定に違反し、建設工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2か月以上9か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事の請負等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
<p>13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、建設工事の請負等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>

公益通報制度

前橋市職員等の公益通報に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員等からの公益通報の処理に関し必要な事項を定めることにより、公益通報をした職員等を保護するとともに、法令等の遵守を推進し、公正な職務の遂行に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次項に定めるものを除き、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する本市の職員並びに同条第3項第3号に規定する嘱託員及び臨時職員

イ 本市が法第2条第1項第2号又は第3号の事業者として労務の提供を受ける場合の当該労務を提供する者

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により本市が指定した者が行う本市の公の施設の管理業務に従事する者

エ 他の団体から本市に派遣されている職員

(2) 法令等 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、規則、訓令、要綱その他の規程をいう。

(3) 公益通報 職員等が、市の業務において、次号に規定する通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、市の機関等に通報することをいう。

(4) 通報対象事実 次に掲げるものをいう。

ア 法令等に違反する行為

イ 市民等の生命、身体、財産その他の利益を害し、又はこれらに関して重大な影響を及ぼすおそれのある行為

ウ 公益に反し、又は公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為

(5) 公益通報相談員 弁護士資格を有する者のうちから、市長が選任したものをいう。

(職員通報窓口)

第3条 市長は、職員等からの公益通報の受付等を行うための窓口（以下「職員通報窓口」という。）を次のとおり置く。

(1) 内部窓口 総務部行政管理課

(2) 外部窓口 公益通報相談員

2 職員通報窓口は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 公益通報の受付に関すること。

(2) 通報対象事実に係る事務の所管課との連絡調整に関すること。

(3) 公益通報又は通報対象事実が疑われる事項の相談に関すること。

(従事者の義務)

第4条 公益通報の処理に従事する職員又は公益通報相談員は、その業務に関して知り得た秘密及び個人情報等を漏らし、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 公益通報の処理に従事する職員は、自己の従事する業務に係る公益通報の処理に関与してはならない。

(通報者の責務)

第5条 職員等は、他人の正当な利益又は公共の利益を害する目的をもって通報をしてはならない。

(公益通報の受付)

第6条 職員等は、職員通報窓口にて公益通報をすることができる。

2 職員等は、公益通報を行うときは、原則として、所属及び氏名を申し出るものとする。ただし、匿名を希望する者については匿名で行うことができる。

3 公益通報は、公益通報書(様式)又はこれに準じた書面の提出により行うものとする。ただし、電話、メール、面談等により、必要事項が確認できる場合は、この限りでない。

4 職員通報窓口は、第1項の規定により公益通報をした者(以下「公益通報者」という。)に対し、当該公益通報を行ったことを理由とした不利益な取扱いがないこと及び当該公益通報者の秘密の保持に関することを説明しなければならない。

5 職員通報窓口は、第1項の規定により公益通報を受け付けたときはその旨を、公益通報に該当しないときはその旨及びその理由を公益通報者に通知するものとする。この場合において、外部窓口が公益通報を受け付けたときは、内部窓口に対してその旨を通知しなければならない。

6 外部窓口は、前項の規定により公益通報者に通知するに当たっては、あらかじめ、通知する内容に関して内部窓口へ照会することができる。

7 内部窓口は、第1項の規定により公益通報を受け付けたとき、又は第5項の規定により外部窓口から公益通報を受け付けた旨の通知があったときは、前橋市コンプライアンス(法令遵守等)推進委員会(以下「委員会」という。)に報告しなければならない。

(調査の実施)

第7条 委員会は、調査の必要性を十分に検討し、適正な業務の遂行及び利害関係者の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、通報者に対し、遅滞なく通知する。

2 委員会は、通報対象事実について調査を行うときは、通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報等を保護するため、他の職員等に公益通報者が特定されないよう十分に配慮するとともに、必要かつ相当と認められる方法により遅滞なく行うものとする。

3 調査の方法、内容等の適正性を確保するとともに、調査の適切な進捗を図るため、通報対応の仕組みの整備及び運用に責任を有する管理職等が調査について適宜確認を行う等の方法により、通報事案を適切に管理する。

4 通報者の上司である職員が通報を受けた場合、当該職員が自ら行える範囲で必要に応じ調査を行うとともに、当該職員の上司への報告、通報窓口への通報その他適切な措置を遅滞なく行うものとする。

なお、この場合の上司については、必ずしも職制上直接に指揮監督を行う地位にある者であることを要しないものとする。

(是正措置等の通知)

第8条 委員会は、調査の結果がまとまったときは、速やかに市長等(市長及び任命権者(地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者をいう。))に報告するとともに、関係課に対して是正措置及び再発防止策等(以下「是正措置等」という。)を講ずるよう通知するものとする。

(是正措置等)

第9条 前条の規定により通知を受けた関係課は、速やかに是正措置等を講じなければならない。

2 関係課は、是正措置等を講じたときは、委員会に報告しなければならない。

- 3 前条の規定により報告を受けた市長等は、必要があるときは、関係者の処分を行うものとする。
- 4 職員通報窓口は、是正措置等の内容について、適切な法執行の確保並びに利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しながら、遅滞なく公益通報者に通知するものとする。
- 5 職員通報窓口は、通報の受理から通報対応の終了までに要する標準的な期間を定め、又は必要と見込まれる期間を、通報者に対し、遅滞なく通知するよう努める。

(関係事項の公表)

第10条 市長等は、必要と認める事項を適宜公表する。

(是正措置等に係る実効性の確認)

第11条 委員会は、関係課が必要な是正措置等を講じた後、当該是正措置等が十分機能していないと認めるときは、新たな是正措置等をとるよう要請するものとする。

(公益通報者等の保護)

第12条 市長等は、公益通報者又は公益通報に係る相談をした職員等(以下「公益通報者等」という。)に対し、公益通報又は公益通報に係る相談(以下「通報又は相談」という。)をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 市長等は、公益通報者等に対し、通報又は相談をしたことを理由として不適切な取扱いを行った者に対し、懲戒処分その他適切な措置をとらなければならない。この場合において、通報又は相談に関する秘密を漏らした者及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した者についても、同様とする。

(表彰)

第13条 市長等は、公正な職務の遂行に多大な貢献が認められる通報があった場合には、公益通報者に対し、表彰することができる。

(通報処理後の公益通報者等への措置)

第14条 市長等は、通報又は相談の処理後、公益通報者等に対し、通報又は相談をしたことを理由とした不適切な取扱いが行われていないかを適宜確認するなど、公益通報者等の保護に係る適切な措置をとらなければならない。

- 2 職員通報窓口は、通報又は相談したことを理由とした不利益な取扱いについて、職員が不利益な取扱いの内容等に応じて、公平委員会に対する不利益処分についての審査請求(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第49条の2)、勤務条件に関する措置の要求(同法第46条)、苦情相談制度等を利用することができる旨を周知する。

(協力義務)

第15条 職員等は、正当な理由がある場合を除き、公益通報に関する調査等に誠実に協力するものとする。

- 2 市長等及び職員等は、公益通報の処理について公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。
- 3 公益通報に関する調査等に協力する者は、その際に知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(通報関連資料の管理)

第16条 職員通報窓口及び委員会は、各通報事案への対応に係る記録及び関係資料について、適切な保存期間を定めた上で、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意して、適切な方法で管理する。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

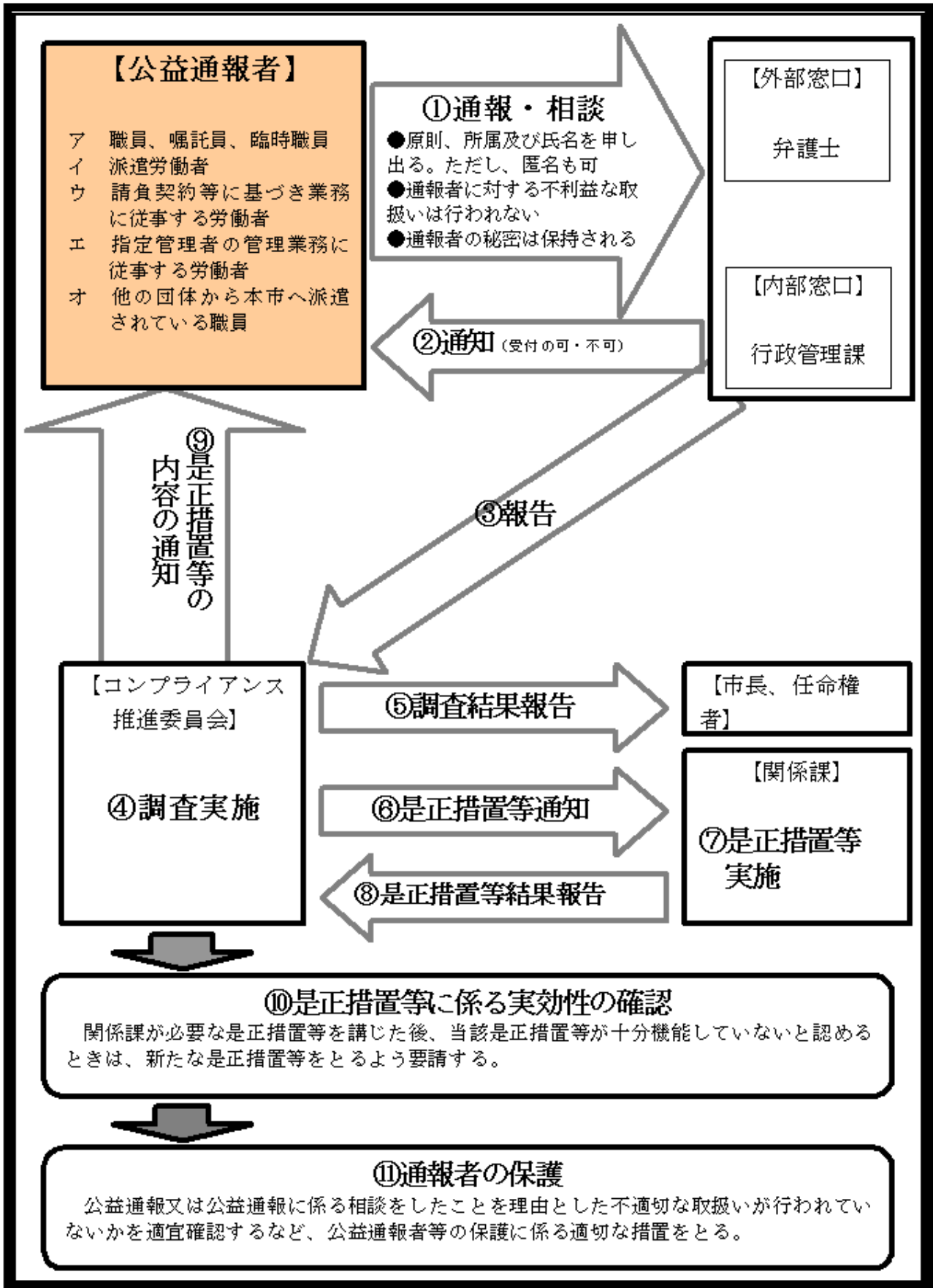
この要綱は、平成23年1月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。



意見書の作成について

1 委員会の所掌事項（設置要綱第2条）

委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該事件の原因を分析すること
- (2) 再発防止策に関すること

2 前項に掲げるものを取りまとめ、結果を市長に意見として報告する。

2 意見書の作成手順について（案）

